

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成28年7月1日（平成28年（独個）諮問第9号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（独個）答申第11号）

事件名：本人の民事法律扶助制度利用に係る受任弁護士からの報告書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人の民事法律扶助制度利用に係る受任弁護士からの報告書及び添付書類に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条2項の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月12日付け司支宮城第21号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分で黒塗りにされた部分は審査請求人に関するものなので黒塗りにすることはおかしい。

（2）意見書

不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

当センターでは、以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

1 本件審査請求に係る法人文書の中で不開示とした部分は、次のとおりである。

特定援助番号の受任弁護士からの着手・終結報告書及び添付書類の一部のうち

① 11頁に記載された「別紙」の上から11行目9文字目から36文字目、12行目

② 11頁に記載された「別紙」の上から16行目5文字目から35文字

目， 17行目1文字目から10文字目

③ 11頁に記載された「別紙」の上から19行目から27行目

2 上記①及び②の情報について

上記①及び②において，当該箇所は，開示請求者の知り得ない第三者の情報にあたるものと考えられるため，法14条2号に該当すると考えられる。

また，当該情報は，受任弁護士が活動を行う上で特に努力した点や辞任に至った原因となった部分が記載されており，受任弁護士が報酬に関する意見を付す上で，重要な要素となる部分であると思われる。よって，センター内部における率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれ，民事法律扶助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法14条4号，5号柱書きに該当すると考えられる。

3 上記③の情報について

上記①，②と同様に上記③についても，当該箇所は開示請求者の知り得ない第三者の情報にあたるものと考えられるため法14条2号に該当すると考えられる。

また，当センターが事件終結した際に行う着手金や報酬等を決定する審査に対して，受任者が意見を付している部分であるため，センター内部における率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれ，民事法律扶助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法14条4号及び5号柱書きに該当すると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年7月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月20日 審議
- ⑤ 同年8月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法14条2号，4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分の法14条5号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア センターは、経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）民事法律扶助業務を実施している。

民事法律扶助制度を利用して代理援助を行う場合は、代理援助を申し込んだ者（被援助者）、援助を行う案件の処理を受任した者（受任者）及びセンターの三者間で「代理援助契約」を締結することとなっている。

受任者（センターと契約している弁護士等）は、代理援助契約書に基づいて、センターへ事件の進捗状況や結果を報告する責務があり、センターは、受任者からの報告に基づいて、費用の立替えや報酬の算定等の手続を適切に行う義務があるが、事件そのものの進行については依頼者である被援助者と受任者との間で協議されるものであり、センターが関与することは基本的にないため、センターは、受任者から提出された報告書等から事件の進捗状況や結果を把握することとなる。また、報酬を定める場合には、受任者の意見を聴くこととしている。

本件対象保有個人情報記録された文書は、代理援助を利用した審査請求人の受任弁護士がセンターに提出した報告書等である。

イ 本件対象保有個人情報の不開示部分について

本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分は、終結報告書に別紙として添付された、着手金や報酬等を決定する審査に対する受任弁護士の率直な意見及びその前提となる情報（活動を行う上で特に努力した点や辞任に至った原因等）が記載された文書の一部であり、これを開示すると、被援助者である審査請求人から同弁護士への非難や苦情等を誘引するおそれがあり、その結果、今後、受任弁護士が終結報告書等に率直な意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な報酬決定等を行うことが困難になるものと考えられる。

さらには、受任弁護士が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示が相当であると考えられる。

(2) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分すると、不開示とされた部分には、受任弁護士による報酬金決定に関する率直な意見及び当該

意見の前提となった、開示請求者にとって既知のものであるとすべき事情は認められない第三者の情報に係る把握・分析結果の記載が認められ、これを開示することにより民事法律扶助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明については、これを否定し難い。

したがって、不開示とされた部分は法14条5号柱書きに該当すると認められ、同条2号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件開示請求に対して処分庁が開示請求者に発出した原処分の通知書を見ると、「日本司法支援センター 宮城地方事務所長」名義となっている。

法に基づく開示決定等は、開示請求をされた独立行政法人等が行うものであり、その通知も、当該独立行政法人等の名義で行うべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号及び4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋